

減額返還に関する施行細則を次のように定める。

平成26年7月31日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

## 減額返還に関する施行細則

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の業務方法書（平成16年4月1日文科科学大臣認可。以下「業務方法書」という。）第24条の3及び貸与奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第16号）第29条の2の規定に基づく減額返還に関する取扱いについては、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 業務方法書第24条の3第1項第1号に規定する災害によって返還が困難となったときとは、罹災から12月以内であること又は罹災状況が継続していることをいう。

2 前項の罹災から12月以内であることとは、災害の発生から12月以内であり、かつ、災害により次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。

- (1) 居住する家屋等が損壊し、その事実が罹災証明書等により確認できること。
  - (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第60条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第6項（原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は災対法第61条第1項（原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による避難のための立退きの指示により、自宅に居住できないこと。
  - (3) 前号のほか、災対法第23条の7第2項の規定による特定災害対策本部長の指示、同法第28条第2項の規定による非常災害対策本部長の指示、同法第28条の6第2項の規定による緊急災害対策本部長の指示又は原災法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示を受けた機関が実施した措置により、自宅に居住していないこと。
- 3 第1項の罹災状況が継続していることとは、前項に規定する状態であった後においてもなお、継続して次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。

- (1) 前項第2号又は第3号に該当していること。

(2) 前項各号に規定する事由に起因して、業務方法書第24条の3第1項第2号に規定する返還が著しく困難な状況にあること。

4 業務方法書第24条の3第1項第2号に規定するその他真にやむを得ない事由とは、次に掲げることをいう。

- (1) 経済的に困窮していること（次号及び第3号に該当する場合を除く。）。
- (2) 離職したこと。ただし、離職した日から6月以内に願い出た場合に限る。
- (3) 貸与奨学金の貸与に係る学校を卒業（修了）若しくは退学後若しくは業務方法書第24条第1項第2号に該当する場合の猶予期間終了後において、安定した収入が得られないこと又は入学準備中であること。ただし、学校を卒業（修了）若しくは退学後又は猶予期間終了後1年以内に願い出た場合に限る。

（証明書等）

第3条 貸与奨学規程第29条の2第2項に規定する書類は、次の表の左欄に掲げる減額返還の適用事由に応じ、右欄に掲げるとおりとする。ただし、貸与奨学規程第29条の2第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

| 番号 | 減額返還の適用事由              | 書類  |
|----|------------------------|---|
| 1  | 前条第2項及び同条第3項第1号に掲げるとき。 | 被災地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長若しくは消防署長が発行する罹災証明書等                          |
| 2  | 前条第3項第2号に掲げるとき。        | 番号1に定める書類及び番号4に定める書類  |
| 3  | 傷病によって返還が困難となったとき。     | 就労が困難である旨等の記載がある医師の診断書  |
| 4  | 前条第4項第1号に掲げるとき。        | 市町村の長が発行する所得を証明する書類又は住民税の課税証明書（収入金額が記載されているものに限る。）若しくは非課税であることの証明書等 |
| 5  | 前条第4項第2号に掲げるとき。        | 雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票の写し等                                      |

2 前項に定める書類では現在の経済的な状況を証明することができないときは、機構が必要と認める書類を提出させることにより、減額返還の適用を認めることができる。

附 則

この細則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第20号）

この細則は、平成26年12月26日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第12号）

この細則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第25号）

この細則は、令和2年12月1日より施行し、改正後の第3条の規定は、令和2年10月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年細則第7号）  
この細則は，令和3年5月26日より施行する。